

府中市立小・中学校における いじめ防止等の現状と課題

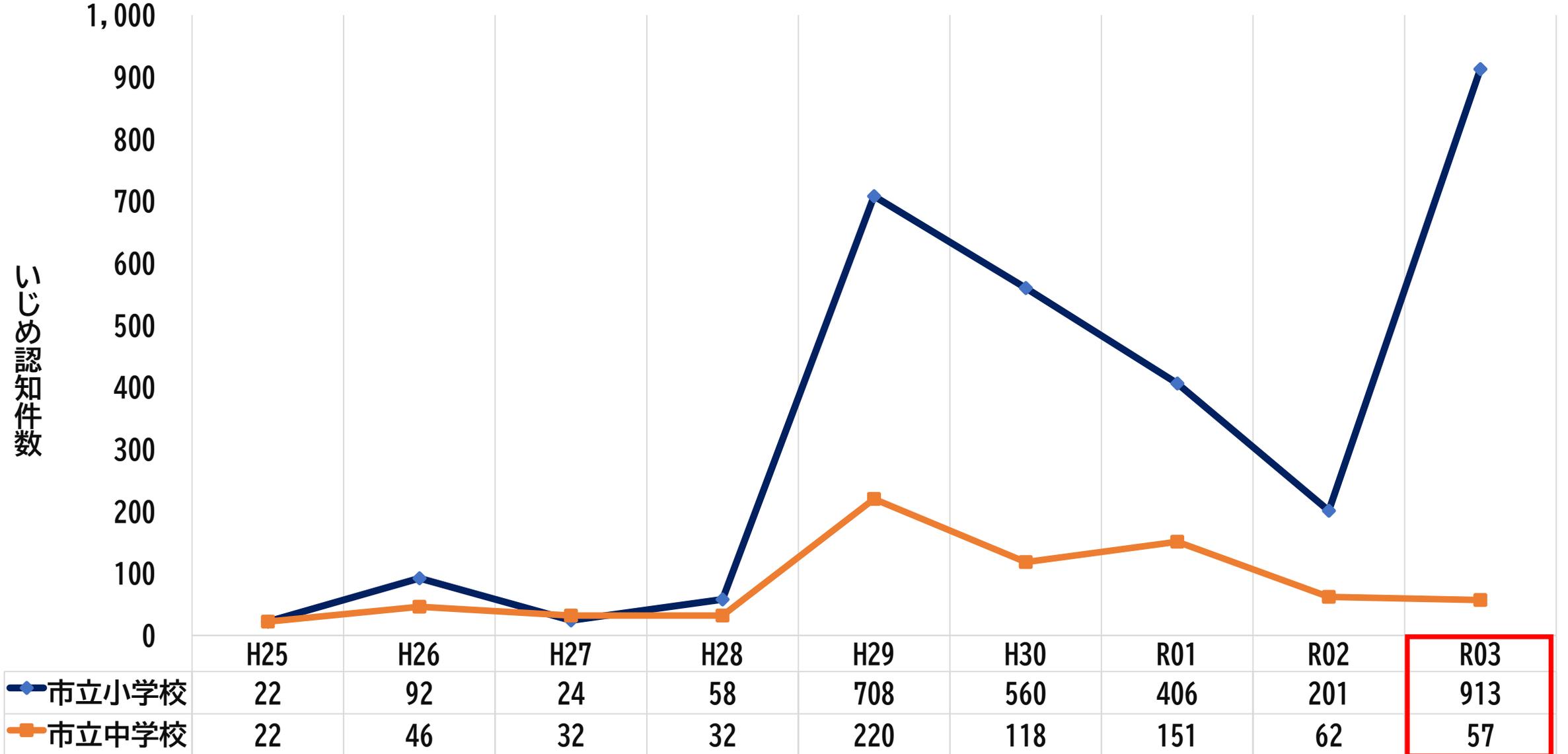
府中市教育委員会いじめ問題対策委員会

令和5年6月5日（月）午前11時から

於：府中市役所北庁舎第4会議室

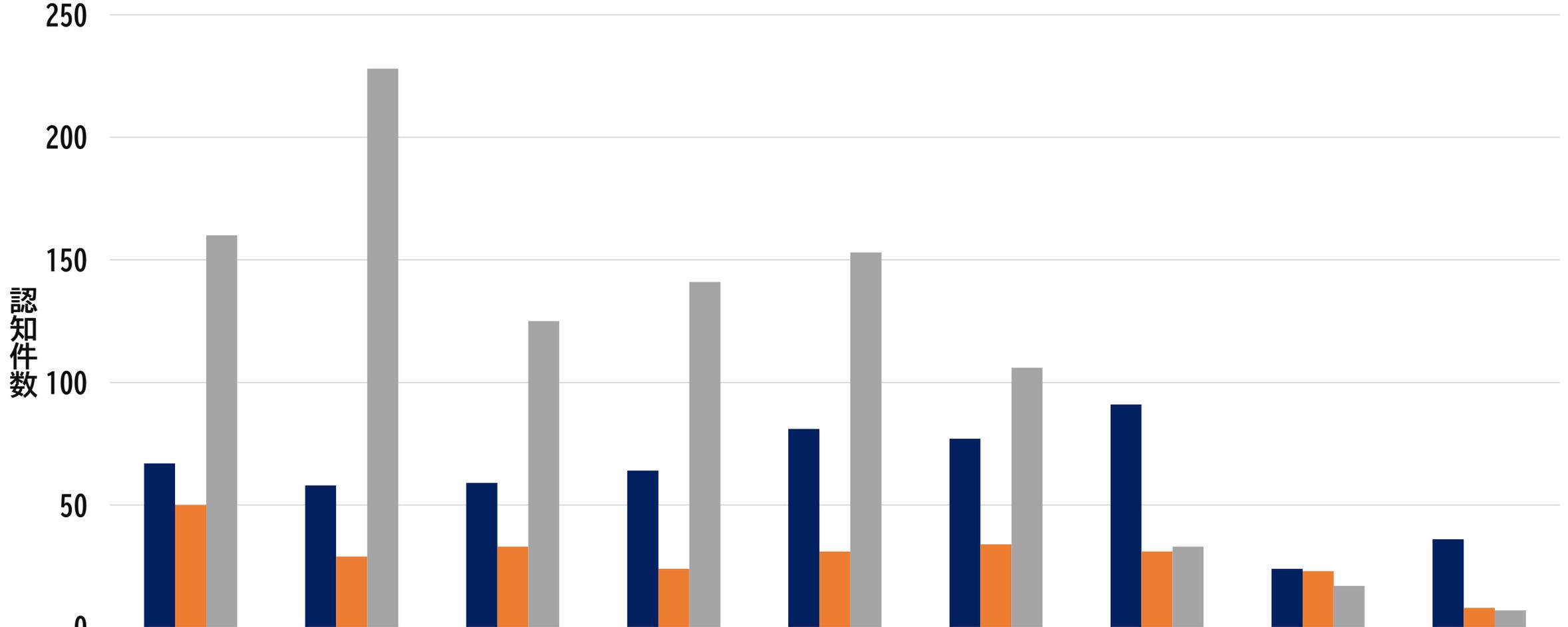
1 本市におけるいじめの状況

(1) いじめ認知件数の推移



1 本市におけるいじめの状況（令和3年度）

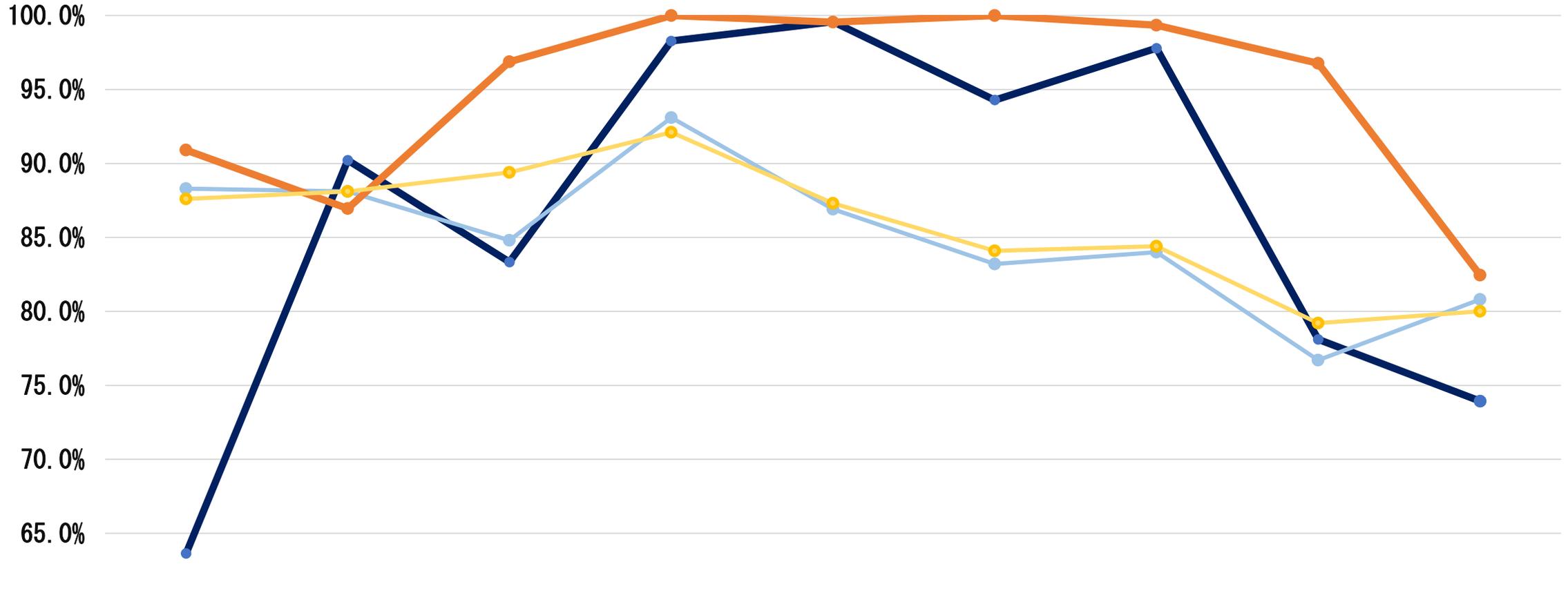
(2) 学年別 いじめ認知件数



	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
■ R01	67	58	59	64	81	77	91	24	36
■ R02	50	29	33	24	31	34	31	23	8
■ R03	160	228	125	141	153	106	33	17	7

1 本市におけるいじめの状況

(3) 解消しているものの割合（令和4年3月31日時点）

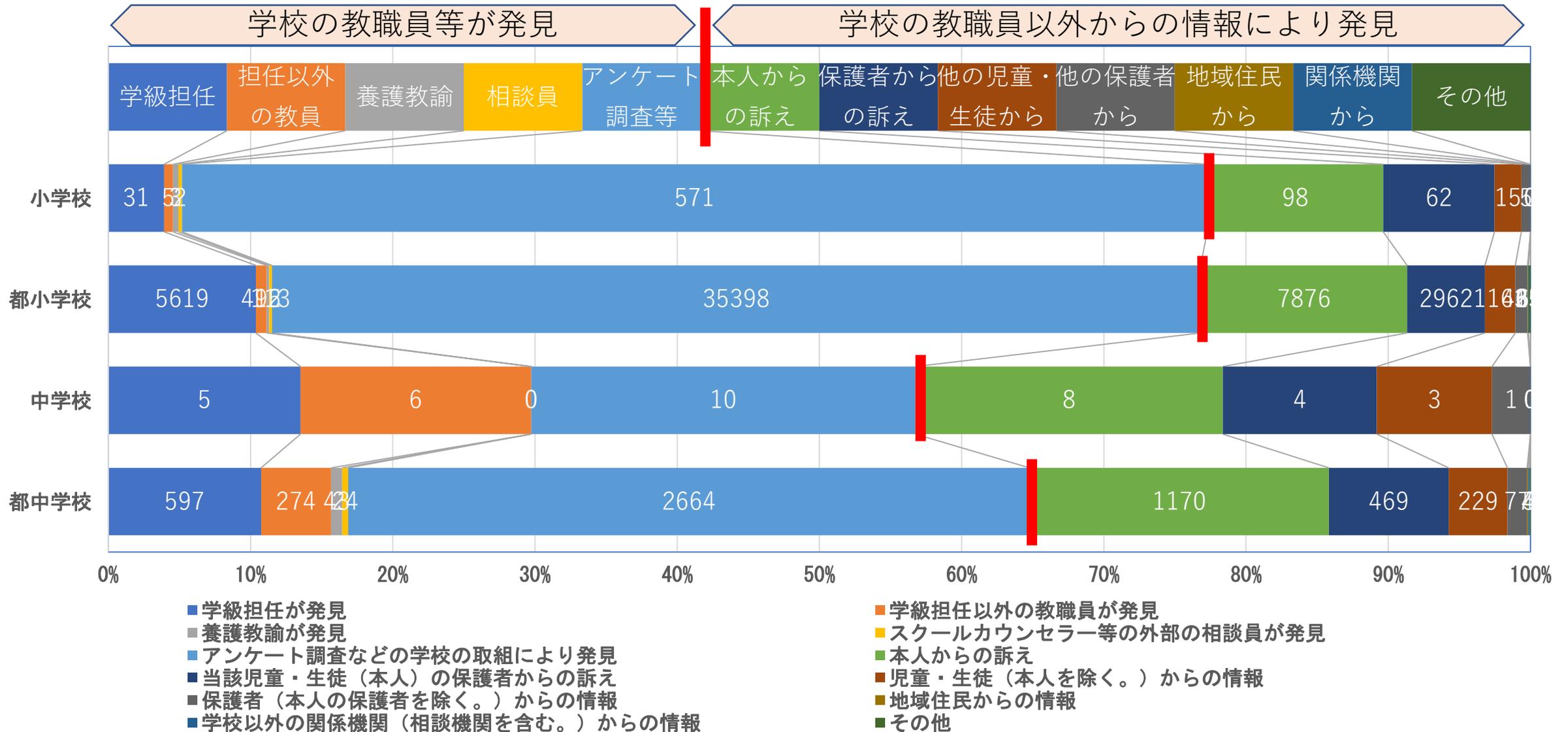


	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03
市立小学校	63.6%	90.2%	83.3%	98.3%	99.6%	94.3%	97.8%	78.1%	73.9%
都内小学校	88.3%	88.1%	84.8%	93.1%	86.9%	83.2%	84.0%	76.7%	80.8%
市立中学校	90.9%	87.0%	96.9%	100.0%	99.5%	100.0%	99.3%	96.8%	82.5%
都内中学校	87.6%	88.1%	89.4%	92.1%	87.3%	84.1%	84.4%	79.2%	80.0%

1 本市におけるいじめの状況（令和3年度）

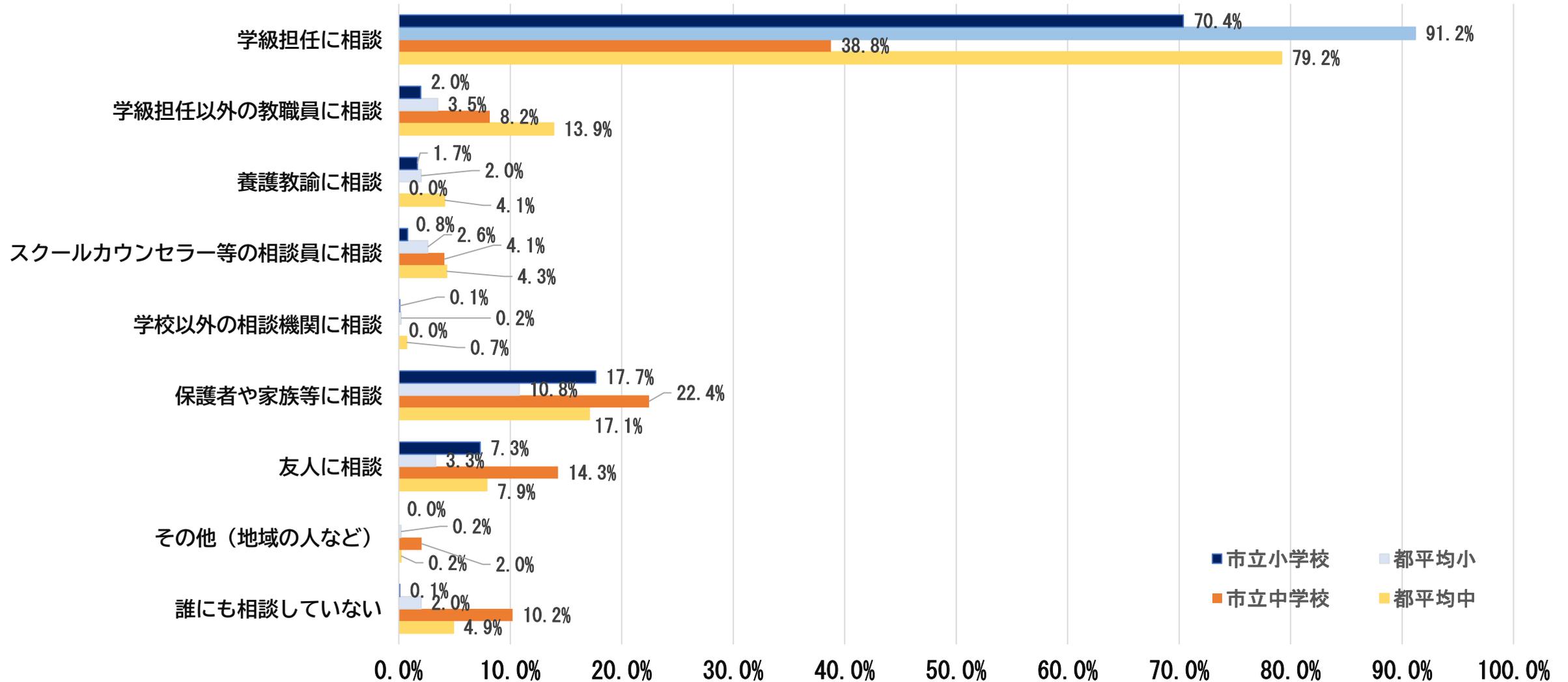
(4) いじめ発見のきっかけ

※枠内の数字は件数



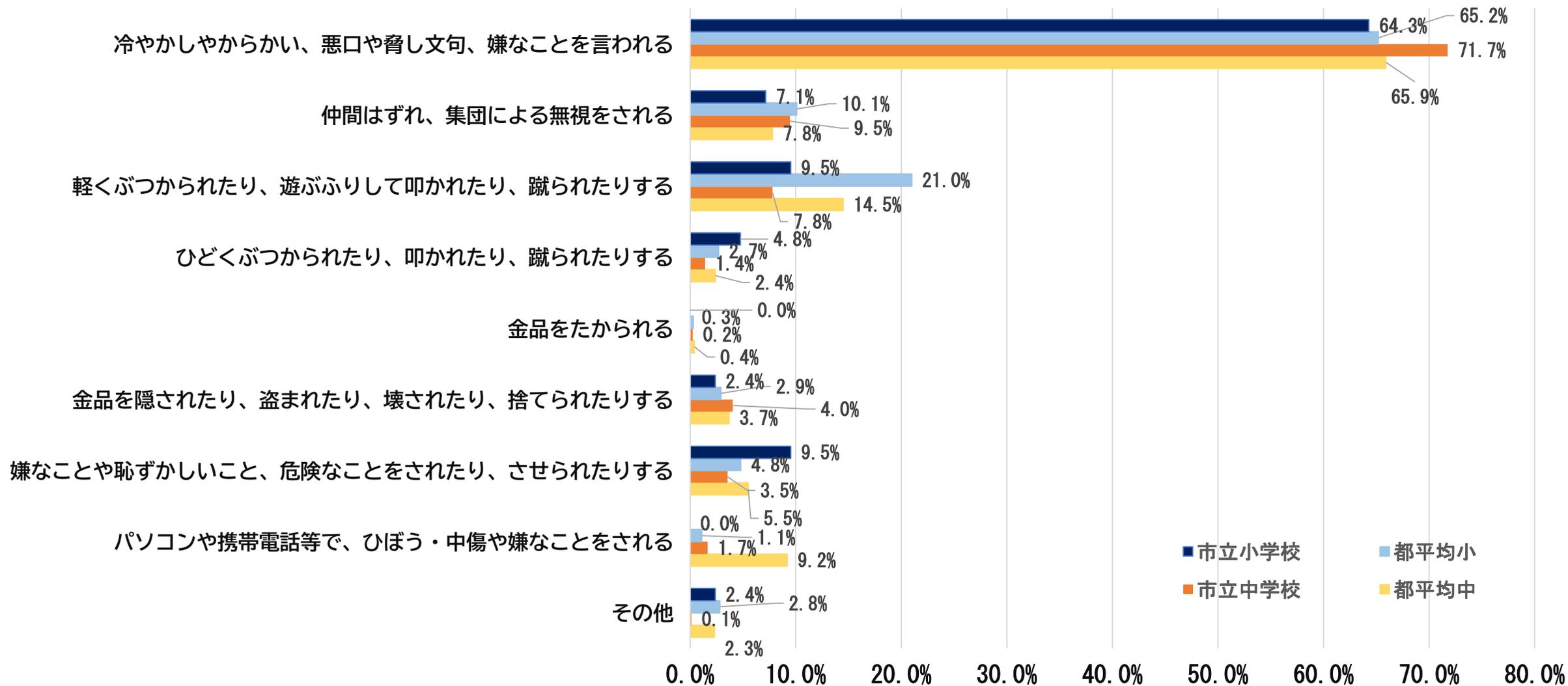
1 本市におけるいじめの状況（令和3年度）

（5）いじめられた児童・生徒の相談状況



1 本市におけるいじめの状況（令和3年度）

（6）いじめの様態



2 本市における取組状況（令和4年度）

（1）学校の取組状況

7

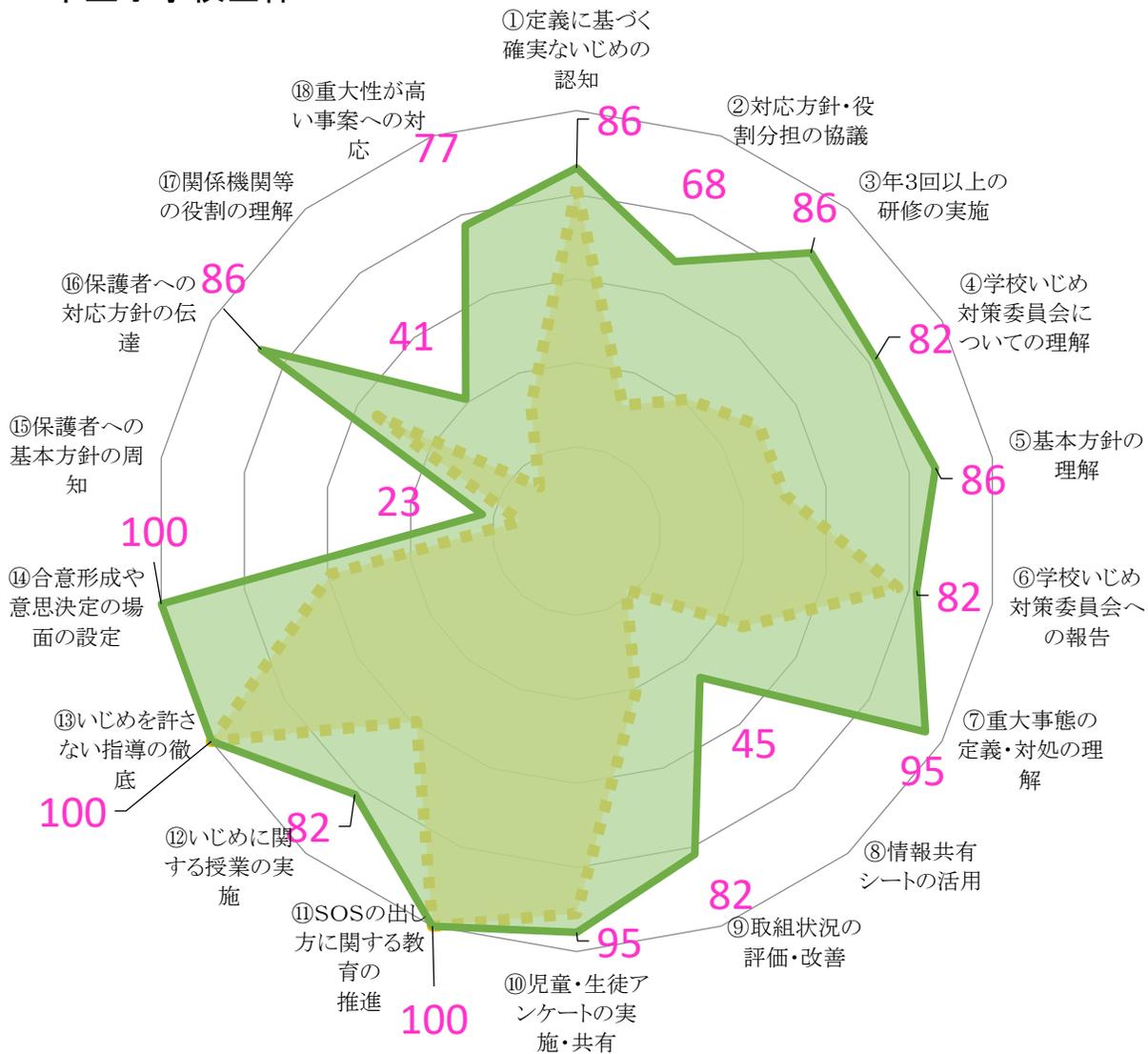
(実施校率%)

18チェックリスト	6月	11月
①いじめ防止対策推進法に規定されている「いじめ」定義に基づき、確実にいじめを認知している。	82	88
②いじめやいじめの疑いのある事例について、学年や「学校いじめ対策委員会」で対応方針や役割分担を協議している。	39	67
③年3回以上のいじめ防止等に関する校内研修やOJT等を計画し、日常の指導に生かすことができるように順次実施している。	36	73
④「学校いじめ対策委員会」の職務内容や構成メンバーについて、全教職員が理解している。	39	64
⑤「学校いじめ防止基本方針」の内容について、全教職員が理解している。	58	88
⑥児童・生徒の気になる様子を把握した場合に、小さな事例でも「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底している	76	82
⑦いじめ防止対策推進法に規定されている「重大事態」の定義と対処について、全教職員が理解している。	45	91
⑧いじめの事案について、児童・生徒の実態や指導の経過等の情報を、定められた様式の電子ファイルに入力し、校内で共有している。	30	52
⑨いじめ対策に関する学校評価の結果から、教職員自らの取組を振り返ったり、改善を図ったりする機会を設定している。	36	79
⑩年3回以上のいじめを把握するためのアンケートを順次実施し、その内容を教職員間（スクールカウンセラー等の心理職を含む）で共有している。	91	97
⑪児童・生徒に対して、不安や悩みがある場合は、些細なことでも身近にいる信頼できる大人に相談するよう、計画的に指導している。	100	100
⑫いじめに関する授業を年3回計画し、順次実施している。	42	64
⑬児童・生徒に対し、いじめは絶対に許されない行為であることを指導するよう徹底している。	100	100
⑭日常の授業において、児童・生徒同士が話し合い、合意形成や意思決定を行う場面を設定するよう徹底している。	64	100
⑮全教職員が、保護者等に対して、「学校いじめ防止基本方針」の概要を説明することができるようにしている。	18	27
⑯いじめが認知された場合、被害・加害の双方の保護者に、解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	64	85
⑰学校サポートチームや事案に応じた関係機関の役割について、全教職員が理解している。	18	42
⑱いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合、どのように対応すればよいか、全教職員が理解している。	39	82

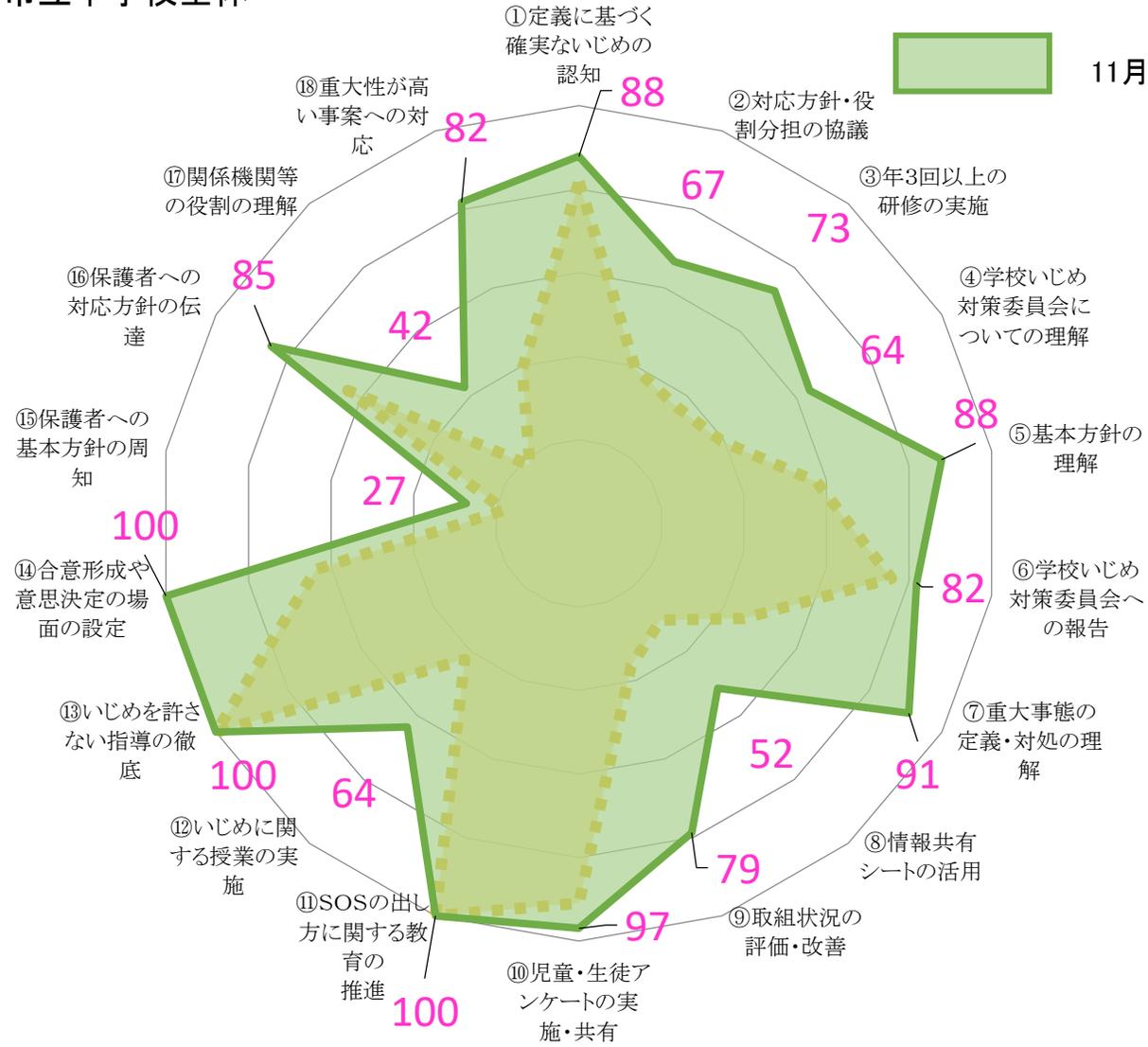
2 本市における取組状況

(2) 小・中学校別の取組状況

市立小学校全体



市立中学校全体



2 本市における取組状況

(3) 学校における特色ある取組（成果）

- ア 毎月、タブレット端末を活用した「学校生活アンケート」の実施
- イ 生徒会本部役員発案による「いじめ撲滅運動」の実施
- ウ スクール・コミュニティ協議会や学校運営協議会における地域や関係諸機関との協議
- エ 「サポートルーム」を活用した“居場所づくり”と、縦割り班活動を活用した“きずなづくり”

2 本市における取組状況

(4) 教育委員会の取組

- ア いじめ防止等の取組を推進するためのリーフレット等の資料作成・配布
- イ 校長会・副校長会等において、市全体の取組状況に基づいた指導・助言
- ウ 生活指導主任会における効果的ないじめ防止等に向けた研修・検討・協議
- エ 若手教員育成研修会等における研修の実施
- オ 小学校第5学年児童及び中学校第1学年生徒に対する、スクールカウンセラーによる全員面接
- カ スクールソーシャルワーカー、教育相談、児童相談所、民生・児童委員、保護司及び警察等の関係諸機関と連携した対応

3 本市におけるいじめ対応の課題

ア 学校間におけるいじめの認知件数の差

イ 教員一人一人の「学校いじめ防止基本方針」の理解